

青森県新型コロナウイルス対策行動マニュアル[医療提供版]

マニュアル策定の趣旨

保健所、医療機関、市町村、県本庁が担うこととされている役割に基づき、「情報提供体制（電話相談窓口）」、「医療提供体制」、「サーベイランス・検査体制」において、とるべき原則的な対応について定める。

1 情報提供体制（電話相談窓口）

(1) 電話相談窓口

<海外発生、国内発生、県内発生（早期）>

○電話相談窓口の設置（保健所、県本庁）

- ・疑似症患者に該当する患者を感染症指定医療機関等※へ振り分け、県民等からの一般相談に、原則として24時間体制で対応

※ 国内発生、県内発生（早期）では、「外来診療機関」と読み替える。

<県内発生（拡大期）>

○電話相談窓口の継続（保健所、県本庁）

- ・すべての医療機関で外来診療対応となり、振り分けの必要性はなくなるため、診療情報の提供と一般相談に対応。状況に応じて規模縮小

(2) 情報提供体制

<平時>

○情報提供

- ・県本庁は、収集した関連情報を県民等に一元的に提供
- ・保健所は、管内の関係機関に対する情報連絡体制を整備

<海外発生、国内発生、県内発生（早期）、県内発生（拡大期）>

○診療情報の収集・提供

- ・県本庁は、各県民局（現地本部）が収集した外来診療機関、感染症指定医療機関等の診療情報を関係機関等※に提供

※ 県内発生（拡大期）では、「一般医療機関の診療情報を県民等」と読み替える。

○情報提供

- ・県本庁は、収集した関連情報を県民等に一元的に提供
- ・県本庁は、医療従事者用情報を提供（医療機関専用ウェブサイト経由）

2 医療提供体制

(1) 発生段階ごとの体制等

<平時>

○地域協議会において、地域医療提供体制シートを定める

- ・各医療機関は、本シートに基づき、新型コロナウイルス発生時の事前準備

○各医療機関は、感染症対策マニュアルの策定、PPE（個人防護具）など必要

な感染予防資機材の備蓄をするほか、患者の発生時の対応を確認

○県本庁は、感染予防資機材及び予防・治療に必要な抗インフルエンザ薬の備蓄をし、必要量を保健所に配付

<海外発生>

○感染症指定医療機関等は、電話相談窓口から振り分けられた疑似症患者に該当する患者を診察し、必要がある場合は入院

<国内発生、県内発生（早期）>

○外来診療機関は、電話相談窓口から振り分けられた疑似症患者に該当する患者を診察し、疑似症患者と診断した場合は感染症指定医療機関等に連絡

○感染症指定医療機関等は、必要がある場合は当該患者を入院

<県内発生（拡大期）>

○すべての医療機関（一部を除く）は外来診療を実施

・患者を重症患者と診断した場合、入院受入医療機関に連絡

○入院受入医療機関は、重症患者の入院治療を実施

(2) 医療機関における対応等

<海外発生、国内発生、県内発生（早期）、県内発生（拡大期）>

①すべての医療機関

○発熱患者と一般患者が接触しないよう配慮、医療従事者の PPE 等の装着、院内感染対策の更なる実施

②医療提供体制の確保

○発生段階に応じた医療提供体制の変更を医療機関、県民等に周知

3 サーベイランス・検査体制

(1) サーベイランス

発生段階	平時のサーベイランス (定点把握、ウイルス、入院、疾患発生報告)	発生時のサーベイランス (全数把握、クラスター)
平時	実施	
海外発生	実施	実施
国内発生	実施	実施
県内発生（早期）	実施	実施
県内発生（拡大期）	実施	中止

(2) PCR 検査

<海外発生、国内発生、県内発生（早期）>

○感染症指定医療機関等※は、疑似症患者から検体採取。保健所はそれを環境保健センターに搬送し、PCR 検査を実施

※ 国内発生、県内発生（早期）では、「外来診療機関」と読み替える。

(3) 積極的疫学調査

○県内の患者やクラスターの調査は、感染源追跡ができない時点で、以後中止